

災害時等における施設利用の協力に関する協定

札幌市（以下「甲」という。）と〇〇〇〇（以下「乙」という。）との間において、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、地震、風水害、その他の災害等により、本庁舎その他甲が在籍する施設（以下「甲施設」という。）が機能しない又は十分でない場合に、乙が管理する施設（以下「乙施設」という。）を利用して、甲施設の代替施設（以下「代替施設」という。）とすることについて必要な事項を定めるものとする。

（対象施設）

第2条 本協定の対象施設は、次の乙施設とする。

所在地 札幌市中央区北1条西1丁目

施設名 札幌市民ホール

（協力要請）

第3条 甲は、災害等により、代替施設として利用する必要があるときは、乙に対し協力を要請する。

（利用範囲）

第4条 乙が提供する代替施設としての対象施設の利用範囲は、前条の規定による要請において次の各号に掲げる居室のうち、甲が指定した範囲とする。

一 2階会議室

二 2階楽屋

（利用期間）

第5条 施設の利用期間は、原則として第3条に規定する甲の要請のときから、1か月以内とする。

2 甲は、発災後の乙の営業利用に差支えがないように移転先を確保するよう努めるものとする。

3 第1項の利用期間は、その都度甲乙両者が協議して延長することができるものとする。

（連絡体制）

第6条 第3条で規定する甲の要請は、札幌市危機管理対策室長の名により当該施設の施設長に対して行う。

2 前項の目的に達するため、甲乙は互いに緊急時の連絡先を報告し、随時更新する。

（協力体制）

第7条 甲乙は、次の各号に掲げる事項について、あらかじめ協議し、協力体制を明らかにしておくものとする。

一 施設の開設

二 運営協力（電話、ファクス等の通信機器、コピー機等の利用を含む。）

2 前項の内容を変更する必要がある場合は、乙は、甲と協議の上、決定するものとする。

(発災時の対応)

第8条 乙は、災害時等において速やかに、代替施設としての機能を果たせるよう施設の開錠など必要な措置を講じるものとする。

2 乙は、前項で定める措置を行ったのち、前条により協議した内容に基づき、代替施設の開設及び運営に協力するよう努めるものとする。

3 前二項の措置に伴う損害及び増加費用は、合理的と認められる範囲で甲が負担することを原則として、甲乙の協議により決定するものとする。

(事故等に係る責任)

第9条 乙は、自らの責めに帰すべき事由によるものを除き、代替施設で勤務する甲職員に関する事故等に対する責任を一切負わないものとする。

(訓練等)

第10条 甲は、事務室移転訓練等を実施しようとするときは、あらかじめ、乙と協議しなければならない。

2 乙は、甲が前項の事務室移転訓練等を実施する場合は、協力するよう努めるものとする。

(その他)

第11条 本協定に定めるもののほか、本協定の実施について必要な事項は、その都度甲乙両者が協議して定めるものとする。

(有効期間)

第12条 本協定の有効期間は、協定締結の日から令和〇〇年3月31日までとする。

本協定の締結を証するため、本書を2通作成し、甲乙両者記名押印のうえ各自1通を保有する。

令和〇〇年〇〇月〇〇日

甲 札幌市中央区北1条西2丁目

札幌市長 秋元 克広

乙 (住所)
(会社名)
(役職) (氏名)